



新型コロナウイルス感染症に感染経路が明らか

例えば、複数の感染者が確認された労働環境下

となります。

また、新型コロナウイルス



新型コロナウイルス感染症に関する取扱いについて

に業務によることが原因となつて感染した場合に、労働者の業種や職種を問わず当然に療養補償給付、休業補償給付、遺族補償給付などの労災保険給付の対象となります。

での業務であつたり、顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務など感染リスクが高い業務に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合などは対象となります。

ルス感染症の感染性が消失後も、他に明らかな原因がなく急性期から持続する症状や、あるいは経過の途中から新たに、または再び生じて持続する症状（罹患後症状）があり、療養等が必要と認められる場合も労災保険給付の対象になります。

なお、罹患後症状は時間経過とともに改善されるものと考えられています。

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を受けたことで健康被害が生じた場合の労災保険給付の取扱いについては、通常、ワクチン接種は労働者の自由意思に基づくものであることから、業務として行われるものとは認められず、これを受け

す。新型コロナウイルス感染症に限らず労災請求はあくまで労働者本人からの請求行為であり、事業主からの承認を得てなされるものではありません。

一方、医療従事者等に係るワクチン接種については、業務の特性として新型コロナウイルスへの曝露の機会が極めて多く、医療従事者等の感染発症及び重症化リスクの軽減は、医療提供体制の確保のために必要です。